

焼津市告示第66号

焼津市無償借地公園の設置に関する要綱を次のように定める。

令和6年 3月 22日

焼津市長 中野 弘道

焼津市無償借地公園の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、焼津市みどりの基本計画に基づく身近な公園の整備を推進することにより、ゆとりある住宅地の形成やコミュニティの場としての利用を図るとともに、良好な住環境を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 借地公園 市が土地を借り受けて設置する都市公園をいう。
- (2) 自治会等 自治会、区、町内会等、地縁による団体をいう。

(無償の借受けにより公園を設置することができる要件)

第3条 市長は、周辺の都市公園の配置等から、都市公園を設置する必要があると認める区域において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、土地物件に係る権原を無償の借受けにより取得して都市公園を設置することができる。

- (1) 土地所有者との間に使用貸借契約が締結されること。
- (2) 当該土地物件をその区域に含む自治会等が、この要綱に基づく都市公園の設置及び管理について協力する意思を有すること。
- (3) 宅地の開発に伴い設置するものでないこと。

(借地公園の用地の基準)

第4条 この要綱に基づき設置する借地公園は、次の各号に掲げる基準を全て満たすものとする。

- (1) 面積が、おおむね500平方メートル以上であること。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
- (2) 半径250メートル以内に都市公園（自治会の区域境に設置されているものを除く。）が設置されていないこと。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項の道路又はその他の公道で幅員が4メートル以上あるものへの出入口（一方通行、車両進入禁止の制限がある道路又はその他の公道に接する出入口を除く。）が原則として2か所以上確保できること。
- (4) 公園整備に支障がない地上権を除く所有権以外の権利が設定されていないこと。また、用地境界が明確になっていること。
- (5) 土地の形質が都市公園として利用することができるものであり、大規模な造成

工事を要しないこと。

(設置の申請)

第5条 借地公園の設置を申請しようとする者(複数の者が所有する土地を一体として借地公園とするための申請にあつては、土地所有者から選出された代表者又は当該土地が属する自治会等を含む。)は、焼津市無償借地公園設置申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 焼津市無償借地公園設置承諾書(様式第2号)

(2) 位置図(様式第3号)

(設置等の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容の審査及び必要な調査を行い、借地公園を設置することを決定したときは焼津市無償借地公園設置決定通知書(様式第4号)により、当該申請した者に対し、その旨を通知するものとする。また、設置しないことを決定したときは焼津市無償借地公園設置不承認決定通知書(様式第5号)により、当該申請した者に対し、その旨を通知するものとする。

(契約の締結等)

第7条 市長は、前条の規定により借地公園を設置する決定をしたときは、借地公園とする土地所有者と土地の使用貸借契約を締結するものとする。

(契約期間等)

第8条 前条の契約期間は供用開始から10年以上とする。

2 借地料は無償とする。

3 使用貸借期間の延長については、土地所有者と協議して定めるものとする。この場合において、自治会等の意向も併せて確認するものとする。

4 借地公園の土地所有者は、第1項の契約期間(契約期間を延長した場合においては、当該延長後の契約期間。以下「契約期間」という。)の間においては、市に対し当該土地の返還を請求することができない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等)

第9条 借地公園の土地所有者は、契約期間中に所有権を譲渡する際には、市の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により所有権の譲渡について市の承諾を得ようとする場合においては、土地所有者は、あらかじめ、市に所有権を譲渡しようとする理由、所有権を譲り受ける者、譲渡の時期等を記載した書面(様式第6号)を市に提出しなければならない。

3 第1項の規定により土地の所有権の譲渡について市の承諾を受け、所有権を譲渡する場合には、土地の所有者は、所有権を譲り受ける者に対し、借地公園に係る使用貸借契約上の貸主たる地位を承継させなければならない。

(看板の設置)

第10条 市長は、次に掲げる事項を記載した看板を借地公園の出入口付近の見やすい

場所に設置しなければならない。

- (1) 都市公園の名称
- (2) 土地の権原を使用貸借契約により取得した都市公園である旨
- (3) 借地契約の契約期間
- (4) 借用期間に関する契約内容
- (5) 公園管理者及び連絡先
(借地公園の整備)

第11条 市長は、第7条の使用貸借契約を締結したときは、使用貸借契約期間を考慮のうえ、予算の範囲内で、敷地の整備

を行い、当該土地に都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設のうち、園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設を設置することができる。ただし、施設における財産の処分制限期間を考慮した上で設置するものとする。

(供用開始の通知)

第12条 市長は、借地公園の供用を開始したときは、当該借地公園の土地所有者及び自治会等にその旨を焼津市無償借地公園供用開始通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(維持管理)

第13条 借地公園の維持管理は、市及び自治会等が協働して行うものとし、当該維持管理の役割分担は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市は、施設の修繕及び樹木等の管理を行うものとする。
- (2) 自治会等は、園内の清掃、草刈その他の軽微な維持管理、破損等に係る市への連絡を行うものとする。

(借地公園の廃止等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、借地公園を廃止することができる。

- (1) 使用貸借契約の期間が満了し、更新されないとき。
- (2) 使用貸借契約が解除されたとき。
- (3) 借地公園の用に供している土地が公共事業又はそれに準じる事業の用地となる場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が正当な事由があると認め借地契約を解除するとき。

2 市長は、前項の規定により借地公園を廃止しようとするときは、あらかじめ無償借地公園廃止決定通知書（様式第8号）により土地所有者及び自治会等に通知するものとする。

(借地公園の廃止後の手続)

第15条 市長は、借地公園を廃止したときは、当該借地公園の土地所有者に対し、無償借地公園廃止手続完了通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(土地の返還)

第16条 市長は、借地公園の用に供している土地を返還するときは、市の負担により公園施設を撤去するものとする。ただし、契約期間中に土地所有者の請求により土地を返還するときは、土地所有者の負担により公園施設の撤去又は移設させることとする。

2 市長が当該土地を返還するときは、原則、公園施設のみを撤去し、土地の原状復旧は行わないものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。